

文書の保存期限一覧(平成23年12月税制改正後)

平成23年12月の税制改正により、欠損金の繰越控除できる期間が7年から9年に延長となった。

適用関係は以下のとおり

平成24年4月1日以後開始する事業年度から欠損金の繰越控除が7年から9年に延長。

ただし対象となるのは平成20年4月1日以後終了した事業年度において生じた欠損金額から適用される

文書名	細目	保存期限	根拠条文
定款 登記関係書類		永久 永久	
計算書類及び附属明細書 (決算書)	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表	10年 10年 10年 10年	会社法435 会社法では10年だが 税務上は9年で可
会計帳簿及び事業に関する重要書類	総勘定元帳 各種補助簿 株式名義書換簿 配当簿など	9年 9年 9年 9年	会社法432
取引に関する帳簿	仕訳帳 現金出納帳 固定資産台帳 棚卸表(原本) 売掛帳 買掛帳 領収書 預金通帳 小切手帳 手形帳 振込通知書 借用証 注文書 請求書 注文請書 契約書 見積書 仕入伝票 受注簿	9年 9年 9年 9年 9年 9年 9年 9年 9年 9年 9年 9年 9年 9年 9年 9年 9年 9年	法人税法施行規則59,67
人件費関係	扶養控除申告書 保険料控除申告書 住宅借入金等控除申告書 源泉徴収簿 賃金台帳	9年 9年 9年 9年 9年	法人税法施行規則59,67